

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）
（社会福祉課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用することができる事務として生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加するための改正

二 内容

別表第一及び別表第二に生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務の追加等を行う。

三 施行期日

公布の日